

入札監理小委員会
第344回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第344回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年10月22日（水）17:30～19:00

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 放射性廃棄物海外総合情報調査（経済産業省）
- 国民年金保険料の収納事業（日本年金機構）
- 放射線利用技術等国際交流（講師育成）業務（文部科学省）

2. その他

3 閉 会

<出席者>

（委員）

尾花主査、檜谷副主査、生島専門委員

（経済産業省（資源エネルギー庁））

電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課 放射性廃棄物等対策室 松井
課長補佐、波岡専門官、真田研修員

（日本年金機構）

国民年金部 町田部長、瀬川参事役、熊田部員、島村部員

（文部科学省）

研究開発局 仙波研究開発戦略官、山村室長、岡部室長補佐、青木調査員、柏木主任

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第344回入札監理小委員会を開催します。

本日は、経済産業省の「放射性廃棄物海外総合情報調査」の実施要項（案）、日本年金機構の「国民年金保険料の収納事業」の実施要項（案）、文部科学省の「放射線利用技術等国際交流（講師育成）業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、経済産業省の「放射性廃棄物海外総合情報調査」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課放射性廃棄物等対策室松井課長補佐より、実施要項（案）について御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

○松井課長補佐 放射性廃棄物等対策室の松井と申します。本日はよろしくお願ひいたします。昨年度もお世話になりましたけれども、今年度もよろしくお願ひいたします。

私からは、お手元の資料のA-2の民間競争入札実施要項（案）に基づいて、簡単に概要等を説明させていただきたいと思います。

なお、事業の概要については、お手元の資料のA-4に一枚紙として、端的に事業の概要と目的が書いてございますけれども、一言で申し上げますと、原子力発電は、日本だけでなく諸外国においても実施しております。今回御審議いただく案件で、対象とするような放射性廃棄物処分の問題は、世界各国でも共通の悩みとなっております。我々としては、そういう共通の悩みを抱えている諸外国での放射性廃棄物処分に係る最新の情報も踏まえて、我が国でどういう対応が適切かということを検討していかなければいけないと考えており、この事業を進めていると御理解いただければと思います。

では、A-2に戻りまして、具体的な内容について簡単に御説明させていただきます。

3 ページ目の2. (1)業務目的をご覧ください。日本には、高レベル放射性廃棄物と呼ばれます非常に放射線レベルが高い放射能を発するような廃棄物のほかに、幾つかの種類の放射性廃棄物というものがございます。こういったものは、その放射線のレベルに応じて適切な処置をしていくことが重要ですが、これらについては、国及び関係研究機関、処分実施主体等の適切な役割分担のもとに進めていくことが求められています。

こういった背景を踏まえて、この調査事業では、低レベルや高レベルなどの放射性廃棄物処分に係る海外の最新の政策の動向とか、あるいは事業の進捗状況、そういったものを情報収集いたしまして、そういった国際動向も踏まえつつ、我が国の政策立案への反映を行うことを目的としております。

具体的には、そういった行為を行うことによって、海外の放射性廃棄物に関連する情報を収集・分析した結果を、先ほど申しました役割分担の相手方である関係者の方々が参照可能な形態のデータベースとしてまとめておくといったこと、それから、それを通じて幅広くその情報を関係者だけでなく一般の方も見られるように情報普及するといったような形での情報発信のあり方を考えております。

その目的を達成するために設定されているのが、2. (2)の「業務内容」の部分でござい

ます。(2)の「業務内容」は、3ページ目の①の「諸外国における廃棄物処分の現状に関する海外情報の収集・分析と総合的なデータベースの整備」と、それから、5ページ目にあります②の「情報の整理・発信・普及」というこの2つから大きく構成されております。

①については、4ページ目にア. からエ. までの細目を立てておりますけれども、まずはア. として、進んでいる欧米諸国の情報収集をすることで、そこに書いてあるような、主要な放射性廃棄物処分を進めようとしている各国の関連情報を収集すると。特に我々が要望しているのは、ア. の下から5行目に書いてありますけれども、最新かつ信頼性が高い詳細な情報を収集していただくことが非常に大きなポイントでございまして、それを正確に翻訳していただき、データベースに登録する情報として整備するといったことを考えています。

それから、イ. については、韓国とか中国などのアジア諸国にも原子力発電所があって、先ほど述べた欧米諸国と同様に放射性廃棄物処分に関する問題に取り組んでおりますので、それにかかわる情報収集をア. と同様のレベルで行っていくこととしております。

それから、ウ. については、実際にこういった放射性廃棄物の問題を国際的に取り扱っている機関として、OECD/NEAやIAEAなど幾つかございます。OECD/NEAはどちらかというところと廃棄物処分を進める側の母体でございまして、IAEAのほうは、どちらかというところ規制する側の国際機関でございます。そのような国際機関による放射性廃棄物処分に関する検討状況も注視していきたいと考えております。そのような国際機関が国内のいろいろな放射性廃棄物の処分の基準とか、あるいは、実際の事業の進捗に対してインパクトがある情報を出すところになっておりますので、そのような国際機関による情報も収集するというところでございます。

加えまして、エ. その他の個別情報の調査として、必要に応じて、特にエ. の一番下のほうに書いてありますけれども、安全、環境、原子力責任、損害賠償等に係る法令みたいなものを、付帯情報として取り込むといったようなことを、この事業では進めてきております。

それから、ア. からエ. までで得られました情報を、データベース管理システムに登録することとしており、オ. においてデータベース管理システムの整備を行っていくということでございます。オ. の中身については、資料A-2の26ページ目に別紙2として、今使っているデータベース管理システムの概要を記載させていただきました。これは、他の事業者が受託したときにも、こういった内容・規模のデータベース管理システムで構築されていることがわかるように配慮して、記載させていただいております。

それから、資料A-2の5ページの②「情報の整理・発信・普及」は、大きく2つの項目を考えております。1つは「インターネットでの情報発信」で、我々が調査してデータベース上に登録されているデータを常に外から見られるようにします。ここでポイントになるのは、我々が政策の議論を重ねていく中で、常に海外の最新情報の収集を求められるケースが多々あるため、最新動向をいろいろな手段で入手していただいて、速報を作成してい

ただいたり、それを即座にインターネットで発信していただくことを行っています。

それから、今回、資料として委員の皆様配布しておりませんが、イ。「技術情報資料の整備」については、我々が年度ごとに調査した情報を、このようにまとめた冊子をつくっております。インターネットで情報が取ればいいという方と、やっぱりこういう冊子として見たいという方、両方いらっしゃいますので、こういう冊子も作って御提供するというをやっております。

以上が、簡単ですけれども、業務の内容に関する概要でございます。

それから、資料A-2の6ページ目の(3)の「業務の実施にあたり確保されるべき質」について説明いたします。この部分は、情報収集・翻訳・情報発信について記載しておりますが、我々としてもこの部分をどう書くかというのは非常に悩んだところでございます。現状、いろいろな事業者さんが無理なく入れて、かつ我々として情報の質を何とか担保したいということで、資料A-2の7ページ目に3つの項目を今回は提示させていただいています。

1つは、当たり前のことですけれども、本業務において策定した実施計画・作業スケジュールに沿って業務を確実に行うこととしております。2つ目の「・(2)②アについては…」は、速報として情報を提供しなければいけないこともありまして、どうしても即時性が必要になります。それについては、間違っただけの情報を流してもいけないし、あるいは、読みにくい文章とか、あるいはそういったものを出してもいけませんので、事前に我々にこういう速報を出しますということを知らせていただいて、経済産業省の担当者がそのチェックをした後に、速報として正式に公開するという手続をとっておりますので、その部分について記載させていただいているということでございます。3つ目の「・(2)②イについては…」の次の文章に、注釈として「即時性」という意味を少し具体的にブレークダウンしておりますけれども、英語の情報については、ほぼ国際的な共通言語ということがありまして、分量にもよりますけれども、1週間程度ぐらいで、速報を出すというようなことで、今作業をしているところです。英語以外の言語については、なかなか翻訳が難しいものもありますので、2週間ぐらいを目安として今は作業をしていただいているということでございます。この辺の期間をある程度書いておくことで、どれぐらい人を張りつけなければいけないとか、そういうことを事業者さんにお考えいただく要素にはなるかなと思いました。

それから、3つ目の「・(2)②イについては…」については、これは冊子の作成ですけれども、先ほどお見せした冊子も、かなり長い年月をかけて今の状態になっています。ずっとフォーマットが固まった状態で、これを毎年更新していることもありまして、他の事業者さんに参入していただくに当たって、もちろん創意工夫をしていただくことは重要ですが、過去の情報からの比較という意味では、余りフォーマットも変えなくてもいいのではないかとということで、我々としては、最低限の要求事項としては、今の冊子のフォーマットも踏襲しつつ、情報を最新のものに変えていただくという最低限のオプションだけかけて、質を担保したいというように考えています。

この辺が今回実際に民間競争入札を実施するに当たって、少し悩んだところでございます。何かございましたら、御意見をぜひいただければと思います。

それから、それ以降の中身については、定型のものが多くて、特に御説明するところはないのですけれども、資料A-2の10ページ目の6.の「落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」の部分で記載されております(1)の評価基準の点数については、得点配分が、技術点235点、価格点が100点の335点満点にすると書いてあります。

一方、今日お渡ししている資料A-2の47ページ目に、実際の評価基準書をつけています。ここで、1.3の「得点配分」で、技術点200点、価格点100点とすると書いてありますけれども、これは間違いでございまして、先ほど申し上げた技術点が235点、価格点100点が正でございますので、後で訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

それから、今回、事務局からもいろいろ御指摘いただいて、幾つか追記を施しているのが、資料A-2の21ページ以降にあります「従来の実施状況に関する情報の開示」でございまして。21ページは従来とは余り大きく変わってないと認識しておりますけれども、例えば22ページ以降に、実際に先ほどお見せした冊子をどれぐらいの部数、どこに配布しているかというのをできるだけ詳細に書いています。これでトータルとしてどれぐらいの印刷部数を毎年印刷しているかということを新しい事業者さんが把握できるようにするためです。トータルの部数を書いてないのは、ここに挙げてあるのは、会社名とか、あるいは国の団体とか、名前を出しても後で余り支障がないところだけをピックアップして出しております。実際は、個人の方で欲しいという方にはお渡ししていることもありまして、実際の印刷部数はこれより若干多くなります。ですが、ここでは主な配布先を書かさせていただいたということでございます。

それから、資料A-2の25ページには「外注費の実績」ということで、昨年もここに諮らせていただいた案件でつけておりますけれども、3か年分の実績を書かせていただいています。

それから、最後になりますけれども、資料A-3に、ここ数年間の契約条件等の推移を書かさせていただいております。昨年度は、わかりやすい調査事業ということもあって、今まではずっと1者応札が続いていたのですけれども、やっと少し改善の効果が見えて、2者応札いただいたということになっております。我々としては、今回、さらに仕様書をちょっと簡略化した形で、できるだけ一般競争が可能なような形で工夫したこともありまして、できれば2者以上入札に来ていただければなということは考えておりますけれども、それは期待ということで、ここで述べさせていただきます。

大体時間となりましたので、以上で説明を終わらせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項(案)について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

○樫谷副主査 文章の話ですが、5ページの上から2行目で「データベースの維持・管理

と改良については、「日常的な保守・管理を行う」というのはどういうことですか。

○松井課長補佐 日常的な保守・管理という意味は、普通、我々が使うパソコンでもやっておりますけれども、例えば外からアクセスできるようなデータベースになっていますので、例えばパソコン上のメンテナンスが余り不十分だと、極端に閲覧スピードが遅くなったりなどそういうことが発生しますので、そういったものは当然避けるようにという話です。

○樫谷副主査 改良というのはそういう意味なんですね。

○松井課長補佐 ええ。あとは、ソフトウェアの更新みたいなものは、当然、逐次やっていかないと、ウィルス等で感染する可能性もありますので、そういったものが主な意味です。

○樫谷副主査 わかりました。

7 ページで、1 週間と 2 週間という話ですが、速報として情報提供を行うということで、入手したものについて、英語では 1 週間、それ以外では 2 週間ですけれども、通常、どのぐらいの量の情報が来て、それを情報提供することになるのですか。これは翻訳するわけですね。ものすごい分厚いものだと、1 週間ではできないのかなと一瞬そう思ったのです。

○松井課長補佐 基本的に、速報の対象になるようなデータが、例えば 4 ページ目のア. に「また、」以降に書いてございますけれども、定期刊行物のようなものがございます。そういったものを情報源として活用して、速報としてアウトプットいたします。あとは、基本的には、速報としてやっているのは、インターネット上で収集できる情報がメインでございますので、そうすると、数十ページに及ぶものは比較的少なく、ホームページで数ページのものが多くなります。

○樫谷副主査 分厚いものばかりではないわけですね。

○松井課長補佐 そうです。それをやる場合は、また、別途、今までもそうですけれども、そういったものを翻訳しなさいという項目立てをしてやるということにしております。

○生島専門委員 こちらに複数応札で応札された方が大林組さんだと伺いまして。ほかにも説明会に大成建設さんとかゼネコンさんが結構いらしたということをお伺いしたのですが、こういったリサーチのお仕事は、本当に単純に思うと、一般的なそれこそ三菱総研さんとかポストコンサルティングさんとか、そういうところが受けるイメージだったのですが、そうじゃなくてゼネコンさんが入られていたんだというのが、ちょっとはあと思ったんですけど、一般的なシンクタンクさんが受けるには、ちょっと難しい、特殊な領域ということなのではないでしょうか。

○松井課長補佐 これは多分捉え方によるのだと思うのですが、一般的なシンクタンクさんは、先ほど申し上げたようなインターネット上の情報とか、あるいは、ある種のヒアリングみたいな格好でデータを取るという、そういう一般的なやり方をして、多分いろいろな情報収集をされるのだと思うのですが、これまでこの事業でこういう冊子を作るに当たって、どういう情報を取ってきているかという、必ずしもインターネット

上だけではなかなかわかり得ない、例えば地下にどんな施設が掘られていて、そのスペックがどれぐらいになっていますとか、あるいは、そこが今どういう状態になっていますとか、かなり突っ込んだ形の情報を求められることが多いです。

そうすると、どういう形で情報収集するかという問題ですけれども、ゼネコンさんが今回何で応札してきたかという、ゼネコンさん自体は昔からこういった放射性廃棄物の問題に関していろいろ研究を自前で進めていたこともあって、海外の国際機関と結構ネットワークがたくさんあると。海外の事業主体さんとかそういったところと強いコネクションがあって、そういったところを使うと、ウェブ上で公開されているものだけでは知り得ないような情報も、かなり信頼性の高い格好で収集できる能力があると。そういったこともあって、彼らとしては自分たちもできるのではないかということで参加していただいたのかなと思います。当然、三菱総研さんができないと言っているわけでは決してないのですけれども、我々がこういった冊子とか速報で求めているような情報は、常にインターネット上でオープンになっていますので、多分それを見ていただいている段階で、現状、情報収集がなかなか難しく、なかなか手が出せないのかなと思っております。

○生島専門委員 シンクタンクの方も検討はきっとしていらっしゃるということですね。

○松井課長補佐 そうだと思います。

○生島専門委員 説明会にはいらしていますか。

○松井課長補佐 説明会にも来ていただけてないです。今回のこの入札の説明会をやる前に、年明け早々に、次年度の委託事業に関して、もう少し幅広く説明会をさせていただきまして、その折はそういった説明もさせていただいて、三菱総研さんの方もいらっしゃっているのですが、当然お声かけは私からさせていただいているのですけれども、残念ながら、入札には参加いただけてないという現状でございます。

○生島専門委員 では、御存じなくてということではないですね。

○松井課長補佐 それはないです。我々の事業ではなくて、ほかの課の別の委託事業などでは応札されていると聞いています。

○生島専門委員 やはり一般的なシンクタンクさんにはちょっと重たい内容ですか。

○松井課長補佐 そういう認識が高いのかもしれませんが、非常に狭いエリアの話になっておりますので、原子力関係に出てくる廃棄物を対象とした情報収集ということですね。

○生島専門委員 外注費の中には三菱総研さんは入っていたのですけれども、そういうある一部はできるけれども、全部は受けられないという感じですね。

○松井課長補佐 そうですね。事業の全てではないが、一部情報収集できるけれども、それ以外の部分はちょっと手が出せないということだと思います。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○尾花主査 何点か教えてください。

先ほどの御説明では、例えば技術情報資料の整備等については、フォーマットが固まっ
ていて、そのアップデートをしていただきたいというような内容だったので、おそらく

業務の基本的なイメージは決まっておられて、アップデートをしていただきたいというところですが、その観点から、例えば44ページの評価項目一覧を拝見したときに、例えば1.2「事業内容」について、加点が15点のような場合、どの点を見て加点をされるのでしょうか。本件は、平成22年度から1者応札がずっと続いておられて、御庁でも、業務内容について想定されている内容が決まっているような案件で、このような加点をされる時のポイントが、もし、もう少しわかりやすくなるのであれば、記載されるのも御検討いただければと思ったのです。

○松井課長補佐 御指摘はごもっともかなと思います。特に、これは昨年度もこういった格好で使ったということもあって、それをちょっと安直にそのまま書いていることもありますので、御指摘の点は、少し書けるようであれば、事業内容が提案されているかということで、例えばみたいな格好で括弧書きで、例えばこういう冊子は結構厚いですが、これの分量を薄くしつつ、同じような形で見せられる工夫とか、そういったものを具体的に入れさせていただきたいと思います。

○尾花主査 ありがとうございます。

次の質問ですが、この加点方式の場合に、既存の1者応札の公益財団法人さんは、余裕で満点が取れるというようなイメージでこれをつくられておられるのでしょうか。まだまだ改善の余地があるという発想で、この加点の仕組みをつくられているのでしょうか。

○松井課長補佐 余裕で満点という言い方は、ちょっと語弊があってなかなか答えづらいのですが、基本的には、やはりベースにせざるを得ないところがあって、一応彼らがやっている業務の進め方とかそういうのはきっちりヒアリングした上で、こういった評価項目みたいなものは、できるだけそれを踏まえつつというか、それをベースにして、かつ一般の方が参入できそうな形での評価項目のつけ方ということで、少しこういうことにさせていただいています。

ですので、今の現事業者さんが今回この件に応札されたといった場合は、少なくとも必須は当然満点でございますし、加点の部分については、我々が、彼らがやっている業務実績を判断して、この加点に相当するかどうかというのを判断していくと。総合評価方式なので、我々も採点しますが、基本的には、外部の専門家をお招きして、数人で審査をかけるので、その方が加点に値するというプレゼンができなければ、当然満点は取れませんので、それは必ずしも主査がおっしゃったようなことにはならないかなと思っています。

実際に、昨年も2者応札されておりました。技術評価はどういうことになったかというところ、ほぼ同じでしたので、結局は、価格点だけで現事業者が取ったということになっていきますので、実際は、現事業者が総合評価方式でプレゼンしたとしても、現状はあまり差がつかないのかなと個人的には思っています。

○尾花主査 ありがとうございます。

あと、細かい点を2点ほど。3ページ目で、「海外の放射性廃棄物の関連に関する情報

を収集・分析し」が下から3分の1ぐらいのところにございます。(2)の「業務内容」の①も「海外情報の収集・分析」という記載があるのですが、本文のほうは、収集、翻訳ばかりで、分析作業を具体的に要求されていないかのように読めるのですが、もし、主たる業務が収集及びデータベースへの記載というだけなのであれば、分析というのは何か誤解を招くのかなと思いましたので、修正したほうが良いという意味ではございませんが、ちょっと要望を御検討ください。

それから、5ページ目の②のアで「最新動向をタイムリーに共有化する」という意味の「タイムリー」というのは、7ページの(2)の「即時性」と同義というふうな意味でお考えなのでしょうか。

○松井課長補佐 7ページの2番目の質問は、そういうつもりで書いてございます。

○尾花主査 それから、新規事業者さんがこの実施要項を読んで、少し悩まれるかなと思う点では、スケジュールの作成ですが、このスケジュールの作成のサンプルとしては、24ページの従来の実施方法等のURLを見ると、過去の実例がわかって、それをサンプルにしながらか作成することができるという理解で大丈夫でしょうか。

○松井課長補佐 実際の年間スケジュールみたいなものがちゃんと載っていたかどうかを一回確認しますけれども、おおむねそれでできるはずだというふうに理解しています。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）の審議については、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 先生方からの御指摘と確認すべき事項とかありましたので、検討結果を先生方に報告して、パブコメの手続に入るということでよろしいでしょうか。

○尾花主査 はい。

それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を、後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

資源エネルギー庁におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局から各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

（経済産業省退室、日本年金機構入室）

○尾花主査 続いて、日本年金機構の「国民年金保険料の収納事業」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

日本年金機構国民年金部町田部長より、実施要項（案）について御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○町田部長 日本年金機構国民年金部長の町田です。よろしくお願ひいたします。

では、私からお手元の資料に沿いまして御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、資料2-1を御覧いただきたいと思ひます。「国民年金保険料収納事業の実施状況について」（平成24年度開始事業）ですが、こちらは既に御議論いただいておりますので、ポイントのみ御説明をさせていただければと思ひております。

まず1ページにございますように、「事業概要」ですが、この事業は、1.の①～⑤までありますけれども、実質的な事業としては、滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務でございます。まず納付督促を行って、戸別訪問であればその場でお金を納めていただけるというところで、③の「被保険者の委託に基づく国民年金保険料納付受託業務」を実施することにしております。また、戸別訪問や電話督促などにおきまして、免除等申請手続の勧奨業務がございますが、納付督促のトークの中で、お金がないというような方がいらっしゃれば、免除を御案内して勧奨を行うと、そのような流れの中で行っている業務でございます。今回の委託期間ですけれども、アンダーラインを引かせていただいております。24年10月開始分、25年2月開始分、ともに第2期でございまして、24年10月開始については、25年5月～26年4月の12か月間、25年2月開始分についても同様でございます。

おめくりをいただきまして、5ページを御覧いただきたいと思ひます。ここにございますように、「達成目標の達成状況に対する分析」で、前回事業と今回事業ということで比較をさせていただいております。前回事業につきましては、現年度が58.41%、過年度1年目68.37%、過年度2年目99.88%、免除105.92%ということでございますけれども、24年度開始事業の第2期において、現年度は58.41%から84.55%、過年度1年目は68.37%から90.35%、過年度2年目は99.88%から86.27%、免除は105.92%から110.99%となっております。現年度、過年度1年目は非常に伸びてございまして、市場化テスト受託事業者が努力をさせていただいたのだろうと考えております。過年度2年目が下がってございましても、これは現年度とか過年度1年目を上げることにございまして、基本的に、過年度2年目の対象者が少なくなりますから、非常に厳しい督促の割合になってくるということでございます。そういう観点から、過年度2年目は若干下がっているのだろうと考えてございましますが、いずれにいたしましても、非常に伸びているという状況にございまします。

おめくりをいただきまして、6ページですけれども、(2)がございましますが、先ほど御説明したとおり、「達成状況が改善された要因」ですけれども、大きな理由としては、機構と市場化テスト受託事業者の協力・連携がよくなってきています。そういう中で、いろいろな市場化テスト受託事業者の民間手法による納付督促、それから、私どもが対応している特別催告状の対応等、それらがうまくコラボレーションと申しますか、マッチしてきて、だんだんよくなってきているのではないだろうかというふうに考えてございまします。

また、併せて、私どもとしても、市場化テスト受託事業者もそうですが、進捗管理をか

なりしっかりやるようになりしましたので、実施件数や接触件数等の未達見込みがあった場合でも直ちにリカバリーが出来るようになってきています。そういうことでいろいろとプラス要素が出てきているのではないかと考えております。

それから、9ページですが、実施状況についての調査結果でございます。納付月数、納付率、免除等承認件数の比較で、納付率、免除承認率を②で見ていただくとわかりますとおり、24年10月分にアンダーラインを引いておりますが、例えば現年度が9.6ポイント、前回6.9ポイントでしたが、いずれの場面においても伸びてきている。25年2月開始分についてもやや伸びてきている。成績が上がってきているというところがここで見て取れるのではないだろうかと考えております。

それぞれ個別で見ていただきますと、11ページでございます。電話督励のところですが、24年10月開始分の寄与率については、今回2.23、前回2.30、25年10月開始分は今回2.18、前回2.23、合計いたしますと、今回2.20、前回2.27というところで、大体この辺りの効果はそう大差はないのではないだろうかと考えております。

それから、戸別訪問についても同様で、近似数ということになっているかと思っておりますので、そういう状況の中で、効果としてはだんだん出てきているのではないかと考えております。

それから、12ページでございます。（オ）「事業の運営に要した費用の比較」がございしますが、24年10月開始分については、今回が245.1円、前回は144.1円、25年2月開始分の今回が224.4円、前回は134.0円ということで、いずれも高くなっておりますけれども、前回のときがかなり低入札でございましたので、そういうことを鑑みますと妥当なところではないかと考えております。ちなみに、24年10月開始分の第2期が、245.1円に対して第1期は367.5円、25年2月開始分の第2期が224.4円に対して第1期は314.1円ということで下がっておりますので、だんだんよくなってきているのではないかと思います。

徴収コストという観点で見たらどうかということで、30ページを御覧いただきたいと思っております。29ページにも同じものがありますが、30ページで御説明させていただきます。「事業の運営に要した費用」で、先ほどの一月当たりコストが、今回224.4円でございましたが、これを委託費、実施結果、徴収金額を参考に出しておりますが、委託費を徴収金額で割り戻し、100円当たりコストを求めますと、1.84円でございます。これはかなり低価ではないかと思っております。ここの徴収金額というのは、免除の要素が入っておりません。あくまでも徴収された金額のみでございますので、さらに、免除のことを考えれば、コストパフォーマンスはかなりいいのではないかと考えております。ちなみに、前回は100円当たりコスト1.04円でしたが、先ほど申し上げましたとおり、低入札ということもございまして、こういう状況になっておるわけですが、実質、今回成績が上がってきておりますので、本事業をやっていく上で必要なコストはやはりかけなければいけないだろうし、いかに民間の知恵を使って効率化を図っていただきながら、安い価格で対応していただくことが重要になってくると考えているところでございます。

それから、14ページですが、モデル事業の実施状況でございます。モデル事業については、①でございますように、現年度納付率は56.5%で、そのうち納期限後納付率は6.5%ということで、対前年同月比1.9ポイント、非モデル事務所と比較すると、0.9ポイントであり、納期限後納付率は対前年同月比で1.0ポイント、非モデル事務所と比べて0.9ポイントであり、納期限後納付率は対前年同月比で1.0ポイント、非モデル事務所と比べて0.4ポイントということで、やはり効果が出ているということでございますので、モデル事業の状況を踏まえまして、27年度の概算要求の中にこのモデル事業の結果を盛り込み、予算要求をさせていただいているところでございます。

実施状況の説明については、この辺にさせていただきまして、次の資料2-2でございます。今回の入札案件と申しますか、27年5月開始分については、26年10月開始事業の実施要項と基本的に同じ内容で、数字のみ直近のものにリバイスをするという考え方で進めております。26年10月開始事業の実施要項が、受託事業者側、応札業者側から見たときにどういうふうに評価されているのかというのがこれで読み取れると思います。

1の「入札スケジュール」ですけれども、5月29日に入札説明会をやっておりまして、参加業者は13社、24年10月開始事業の入札の際は25社でございます。それから、企画提案書を提出した業者が5社、24年10月開始事業のときは6社ということで、大体同じようなところであろうということでございます。具体的にそれぞれの地域を見ますと、我々がここで注目しているのは、応札者数でございます。例えば、北関東信越①地区が5者で、一番多い地区で5者、少ない地区でも3者でございます。民間事業者が意欲を持って応札に臨んでいるということで、複数の事業者が応札をした結果、かなり競争性が働いているのではないかと考えているところです。以上から、前回の私どもの御審議いただいた実施要項については、ある程度応札業者のほうにも御理解をいただいていると考えております。

そういうことを踏まえて、今回の実施要項ですけれども、資料B-2をお手元にお配りをさせていただいております。全体像は、後ろに分厚い実施要項（案）をつけておりますが、時間の関係もございまして、この資料でポイントのみ御説明をさせていただきます。

まず、事業の充実ですが、基本的に、前回の考え方と同じでございます。提案理由の中にもございますけれども、大都市圏の戸別訪問員の配置を増やして、納付督促、免除等勧奨を強化いたします。重点配置の対象となるのは、北海道3名、埼玉県15名、千葉県12名、東京都19名、神奈川県15名の合計64人ということで考えております。重点配置する戸別訪問員の活動エリアについては、民間事業者の企画提案に委ねるということで、自由度を増しているところでございます。

1枚おめくりをいただきまして、「品質の確保」ですが、これは現年度保険料の達成目標ですが、前回は毎年納期後納付率0.5%を上乗せして算出しておりますが、今回は、直近の25年度の状況を見て、0.7%を上乗せしております。これについては、半年の違いでこれだけの差があるというのは1つあるのですけれども、私どもは、現実に直近のデータをな

るべく使うことによって精度を高められればということと考えております。これで前回とは少し異なるところがありますけれども、応札をするときにこの数字を見ての応札になりますので、市場化テスト受託事業者の御理解をいただいた上での対応と考えているところでございます。

それから、過年度保険料についても若干伸ばしております、過年度1年目が3.0%から3.4%、過年度2年目が2.0%から2.3%と、いずれも伸ばしておりますけれども、受託事業者さんが頑張っているからこそこういうような状況になっているということで御理解をいただけるかと思っております。

それから、免除等承認件数についても、免除率を1.2%から1.6%ということで伸ばしております。

その他としては3点ほどございますけれども、国民年金保険料の納付率向上策として、国民年金法が先の国会で制度改正をされまして、保険料の全額免除者については、指定民間事業者（市場化テスト受託事業者）が被保険者からの申請を受託できる制度が設けられたところでございます。これによりまして、今までは免除を申請すると、代理投函ということで整理をさせていただいたのでございますが、今回は受理ということになりますので、何が大きく違うかといいますと、行政サイドで受理をしたのと同じ効果が発生しますので、万が一障害が発生したとしても、受理した日から障害年金の対象になるということでございます。当然、承認されればということもございますけれども、そういう効果があり、お客様にとりましても、プラスの要素に働くと考えております。それから、免除受託業務については、免除等申請手続の勧奨業務の一環として運用することが最も効果的ということで、先ほど申し上げましたとおり、指定民間事業者の中に市場化テスト受託事業者を入れるということでございます。これについては27年7月1日施行で、来年の7月ですので、市場化テスト受託事業者への業務委託に関しては、まだ具体的に決まっておりませんので、実施要項に定める委託内容の変更に関する条項を適用いたしまして、見直しを予定することとしております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、私どもの説明を終わらせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いします。

○樫谷副主査 いろいろ努力を大変していただいている、成果が上がってきていることについては評価したいと思います。

1点だけですが、0.7%を含めて少しハードルを高くしたということですが、それは実績を踏まえてということで、それはそれでいいと思いますが、ただ、今後の経済状況と納付率の関係はどうなっているのか。何か過去のデータなどがありましたら、それを出せというわけではないのですが、参考に。というのは、経済状況が悪くなれば、もちろん努力次第かもわかりませんが、納付率も下がる可能性があるのでは、あるいは、また良くなれば、

放っておいてもということはないと思いますけれども、上がる傾向にあるだろうと。そういうようなものを3年間で先を読めることは当然ありませんので、経済状況とか統計とか踏まえて、結果的に評価の段階で微調整が必要なものが出てくるのかなというようなこともあるかも知れませんので、今回というよりも、今後そういう研究もしておいていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○町田部長 大変貴重な御意見ありがとうございます。

いろいろな観点から我々も分析をしていくことによって、この市場化テスト事業が更に充実をしていくものと考えておりますので、今、樫谷副主査からいただいた御意見も踏まえて、今後の本事業の充実に向けた分析等に活用してまいりたいと思っております。

○生島専門委員 御質問させてください。

実施要項の30ページ、31ページにかかわる部分ですが、低入ということをおっしゃっていたのですが、低入の意味が私よくわからなかったもので、まず最初にその意味を教えてくださいたいと思います。

○町田部長 まず、入札制度そのものは、私どもでこういう事業を企画することを一般に広く公示いたしまして、それに必要な経費がどれくらいかかるのかに関して、情報提供を受けます。そうしますと、それが大体この事業をこの規模でやると幾らぐらいかかるかというのが平均的な数字が見えてきます。そういう数字とか、いろいろ過去の実績とかそういうことを踏まえて、これは私どもは知らないのですけれども、調達部門がこの事業をやるには通常幾らぐらいの予算が必要ですよという金額を決めております。それが、先ほど申し上げましたいろいろなところから情報を得てきますから、その価格に近い金額で業者が応札をしてくる。そのラインがあって、それを超えると入札が不落ということになりまして、業者がもう一回札を入れるというような作業があるのでございますけれども、低入札というのは、非常にわかりやすく申し上げますと、いろいろな情報を仕入れて、ある地区の事業をやるのに100万円の予算がかかると想定され、それを調達担当部門でその価格としてそれが100万円ぐらいかかってしまうということで決めたときに、実はある業者はどうしてもこの事業に参入したいということで、ある程度薄利を覚悟で20万円の札を入れてきたとします。そうすると、80万円の差が出て、我々は100万円の仕事をしてもらわなければいけないのだけれども、その業者は20万円でそれをしますよということをおっしゃるわけですね。そうすると、ある程度会社の利益を薄利にすることによってある程度は対応できますけれども、電話督励を行うにしても人件費とかかかってくるので、そうすると、極端な言い方をすれば、オペレーターさんを1時間1,000円でお雇いしなければいけないところを、800円で来てくれる人を頼むとか、そういうようなことになるとうちも質が落ちてくる。先ほど申し上げました、非常に価格が低くなり過ぎてしまうと、品質に影響してきて、全体の質が落ちるというようなことで「低入札」ということを先ほど申し上げました。

○生島専門委員 その辺の何が相場観かというのがちょっとわかりづらいので、もしそう

であれば、前回、今回だけではなくて、過去5年分とか並べていただいたほうがわかりやすかったのかなと思ひまして。これだけ見た感じだと、コストは上がったけれども、徴収額が減っていて、それに対してコストパフォーマンスが悪いなという印象がしてしまうのですけれども、そこはどうでしょうか。

○町田部長 もう一つ言えることは、入札の問題とは違うところで、納付率が低いときには、まだまだ潜在的に、お電話をすれば納めていただける方がいらっしやると思ひます。それを、私どもと市場化テスト受託事業者でどんどんつぶしていくことによって、当然何回も電話をかけたり、足を運んだり、機構から特別催告状を送ったりすると、なかなか納めてくれない人が増えてきます。そうすると、今度はまさにテクニックの世界で、トークスクリプトであったり、私どもが出す文章の内容であったり、要するに、手間がかかるようなことが出てくるわけです。そうしますと、そういう人たちに対応をしていただくスキルのある方をお雇ひすることになれば、当然にスーパーバイザーぐらいのレベルのある方をたくさん雇わなければいけないとか、そういうようなこともあって、どうしても、一定のコストはかかることになるかと思ひます。

○生島専門委員 そうすると、これからどんどん納付率が徐々に上がっていくとなると、100円当たりの回収コストは比例してどんどん上がっていくことが妥当というふうにお考えですか。

○町田部長 必ずしも青天井で上がっていくということではなくて、一定のコストはかかると思ひます。それが例えば幾らなのかというのは、これからよく分析をしてみないといけないのですけれども、一定のコストがかかる中で、我々としても保険料と税金で仕事をさせていただいておりますので、いかにコストパフォーマンスをよくするかと。それが200円かかっていたものが、やり方によっては、それが1件当たり190円とか180円とか落ちるかと思ひます。当然そういうことを我々としては、市場化テスト受託事業者の民間の知恵というところに求めなければいけないですし、そもそも市場化テスト受託事業が入ったのは、民間の知恵を使っていかにコストを下げ、納付率を上げるかというところが基本でございますので、やはり我々はそこを求めていくことになるのですけれども、ある程度基礎的な部分にかかる費用はやむを得ないと思ひしております。その上で、それがどれぐらいの費用がいいのかというのは、先ほどおっしゃられたように、過去のデータを並べながら分析をする必要があるかなというふうにお考えしております。

○生島専門委員 国民年金の問題は、ほかのいろいろな専門的なことと比べて、一般の方も結構関心を持っている部分だと思ひますので、コストの相場観の判断基準が、外から見てもわかりやすい形で、納得感があるものが示されていないと、お役所がお手盛りで達成目標をつくっているのではないかと疑念を抱かれやすいのではないかと懸念いたします。現状のご説明ですと、何かお手盛り感がどうしても感じられてしまうような気がしまして。また今回のこととどれぐらい関係しているかわからないのですけれども、数値目標という点におきまして、同様に気になるのが免除率と納付率の関連性です。免除率がどんどん上

がるにつれ、納付率も上がるという相関性が現状あるわけですが、そうすると実際に納付額が増えなくても納付率が上がることになり、これは国民年金の納付率を考える上でいかなものかと前々から懸念しておりました。おそらく一般の方もそういう感想を持つ方がいらっしゃると思うのですが、そういう点に関してももう少しわかりやすく、専門家じゃなくて一般の方が納得感を持つような情報の出し方というか、考え方を御説明していただいたほうがいいのかなと思いました。

○町田部長 まさに貴重な御意見ありがとうございます。

我々もいろいろ工夫をしていかなければいけないと考えておまして、その中の1つで、私どもが今よく言われておるのは、納付率の中に免除を含めて納付率というのを出しているわけですが、免除は納付ではないので、それを機械的に納付月数だけでやったらどれくらいかというのをよく求められております。25年度の納付率が62%のところ、免除を除くと確か40%台だと記憶をしておりますけれども、そういうところを我々も意識をしております。、どちらかという免除に該当する方がまだいらっしゃる所以对応しておりますけれども、これからは、最初に申し上げましたとおり、納付受託も行っていきますので、市場化テスト受託事業者については、そろそろ納付受託のほうに業務をシフトしてもらって、我々の評価としても、そういうところをよく見ていくべきだと思いますし、今、委員御指摘いただいたように、それをどうやって国民の皆様にお見せしていくのがいいのかということは考えていくべきだと思っております。

そういう中で、1つこの市場化テスト事業でいいところは、評価をいただいたものがきちんとホームページで公開される。当然コストが幾らかかっているかというのが見える。それを見た方からいろいろ御意見等をいただくことによって、我々も先ほどの相場観といいますか、世の中の皆さんがお考えいただいている感覚とブレがないんだなということをはっきり把握をしながら、お手盛りじゃないということをきちんと整理をしていきたいと考えております。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○樫谷副主査 免除にかかるコストは、当然、免除手続をするのにもコストがかかりますね。それはどれぐらいのコストがかかっているのか。どうやればいいのかわかりませんが、本当は作業表をつけてもらってということなのでしょうけれども、そんなことは望むべくもないと思うので、この単純な計算だと、コストがすごく上がってしまったというイメージがあるのですね。上がってしまった側面ももちろんあると思うのですが、免除に対するコストと、本当に入金といいますか、そういうお金を徴収するコストと、本当は分けて単価を計算しないといけないのですが、その配分は難しいですね。

○町田部長 我々もできれば分けたいという気持ちはあるのですが、免除というのをどう評価すべきか。例えば納付ですと、一月15,000円程度ですから、15,000円という数字が見えますが、免除を例えばそれを15,000円で評価していいのかという問題があるわけです。実質的には、権利ですから、年金権を確保する上で非常に重要なことをやっているわけで

すけれども、それを金額的にどう評価するかというのは、まだ、これから少し研究していかなければいけないのかなというところで、正直、何とか我々もそういうふうによりわかりやすく評価をしていただくための数字は出したいと思っておるのですが、何分まだ今の段階では具体的にこうだというのがないものですから、少し試行錯誤しながら検証していこうと考えております。

○樫谷副主査 ポイント制とかとれるのですかね。年金の場合は1点だけど、免除は0.5点とかですね。何がいいのかわかりませんが、御検討いただければありがたいです。生島委員がおっしゃっているように、誤解を与えてしまっている可能性もないわけではないので、数字はある意味では一人歩きしてしまいますので。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を、後日、入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

日本年金機構におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただけますようお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局から各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

（日本年金機構退室、文部科学省入室）

○尾花主査 続いて、文部科学省の「放射線利用技術等国際交流（講師育成）業務」の実施要項（案）について審議を始めたいと思います。

文部科学省研究開発局仙波研究開発戦略官より、実施要項（案）について御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。前回に続いての継続の審議を御準備いただきまして、ありがとうございました。いろいろ修正、御検討いただいた結果については、事前に伺っております。ありがとうございます。

○仙波研究開発戦略官 ありがとうございます。

文部科学省の研究開発戦略官の仙波でございます。本日は、前回いただきました御指摘事項を踏まえ、検討してまいった内容を説明させていただきたいと思います。

ただ、役所の常でございますが、実は、私、前回のときにはまだこのポストに着任しておりませんでした。内容については詳しい岡部から説明させていただきますので、どうか、その辺りは御容赦願えればありがたいです。では、よろしく申し上げます。

○岡部室長補佐 文部科学省の岡部でございます。前回に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

では、前回、御指摘をいただきましたところについて、資料C-2を用いながら、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、「教材の著作権及び利用について」でございます。

前回、委員から、研修に使用する教材は著作権が受託者にあるとのことだが、今後は見直すことができないか。文科省が持っていたほうが、今後の事業、業務の実施においてもよいのではないか。また、新規事業者が新たに作るの難しいと思うので、過去の教材をどこまで参考にできるのか、具体的に記載できないか。入札の公告期間中の閲覧だけでは足りないのではないかという御指摘がございました。

結論といたしましては、委員の御指摘を踏まえ、落札者に対して、過去の教材のコピーを渡し、本業務の目的に限った利用を許可するという形で対応をいたします。詳細については、資料に基づいて説明させていただきます。

本委託事業の著作権の帰属は、入札説明会の際に参加者の皆様に配布いたします委託契約事務処理要領に基づいております。この要領に基づきますと、著作権を含む知的財産権は、一義的には受託事業者から国が譲り受けるということになっております。しかしながら、委託事業の契約時に、受託事業者からこの事業における知的財産権を受託事業者自身が持つことを望む場合には、受託事業者が国に対して一定の規定を遵守することを書面で届けることで、知的財産権を国ではなく受託事業者が所有するという制度になっております。こちらは法律に基づいたものでございます。現状の受託事業者からもこのような届出をもらっておりまして、一定の規定の遵守という条件付きで知的財産権の所有を受託事業者に認めているという状況です。

この一定の条件の1つとして、受託事業者は、国が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾するというものがございます。

委員の御指摘を踏まえ、この解釈について省内で再確認させていただきました。その結果、知的財産権を国が所有する場合であっても、現在の場合のように、受託事業者が所有する場合であっても、新規事業者の決定後、国が当該受託事業者に教材のコピーを配布し、受託事業者が本事業の実施のためにのみ利用するというのであれば可能であるという結論に至りました。

ですので、こちらの資料のC-3の実施要項を御覧いただきまして、その4/36の(ハ)に、「また、落札者に対しては、過去の教材のコピーを渡し、本業務実施の目的に限った利用を許可する。」という形で記載をさせていただきました。

続いて1枚めくっていただきまして、2.「本業務の内容について」の御指摘について回答させていただきます。

まず1点目は、実施要項(案)の7/36の5)①の「研修等対象国との協議」について、何回実施するのか記載すべきではないかという御指摘がございました。

こちらについては、実施要項の7/36の5)①に「各年度1回」という形で明記をさせていただきます。

また、実施要項の7/36の5)②に、国内委員会の設置について「構成委員の選定案を作

成し、文部科学省へ提案の上、構成委員を決定する」となっているが、文部科学省の承認を得て決定するのであれば、しっかりと記載すべきではないかという御指摘をいただいております。

こちらについては、実施要項の7/36の5)②の(イ)に「文部科学省の承認を得た上で、構成委員を決定する」という形で修正をさせていただいております。

また、もう一点、この事業は、国内外とのコネクション、物的施設の保有、各国における原子力に関する代表機関の把握が必要であり、当該実施要項の8/36に、「なお、受託者は文部科学省と相談・協議を行いながら、業務を進めるものとする」とあるものの、文科省は具体的にどのようなフォローをするのかということに記載したほうがいいのではないかという御指摘をいただいております。

こちらについても、8/36の真ん中の辺り、なお書きの後に、括弧書きで「必要に応じ、文部科学省は国内外の関係者に関する情報提供、当該関係者への初回の連絡の仲介等を行う」という形で、具体的に実施することを明記させていただきました。

続きまして、御指摘の3.「アンケート内容について」でございます。委員の御指摘では、アンケートの選択肢について、agree、disagreeとなっているが、どちらかにつけにくくて、neutralというようなことを回答したい方もいると思うので、neutralという選択肢を入れられないか検討してほしいということでございました。

こちらについては、過去の市場化テストの対象になっておりました同種の研修事業について複数確認をさせていただきました。その結果、本件と同様に、アンケートにneutralという選択肢を設定せずに75%以上という水準を設定しておりましたので、できることでしたら、本件についても現状のままを選択肢とさせていただきたいと思っております。

続きまして、御指摘の4.「評価基準について」でございます。評価項目の「1-2-2 研修内容が国民一般にとってわかりやすいものになっていること」について、国の広報業務として評価するにふさわしい表現になっていないと思うので、修正が必要ではないかという御指摘がございました。

こちらについては、26/36、27/36に修正をさせていただいております。具体的に、「広報内容（ニュースレター）が国内の立地地域等の国民にとって分かり易いものとなっていること」という形で、明確に書かせていただいているところでございます。

続きまして、御指摘の5.「従来の実施内容に関する情報について」でございます。1つ目は、28/36に、設備備品の測定装置等が新規購入であれば、記載をしてほしいということでございます。

こちらについては、28/36の真ん中より下ぐらいのところに、※1)という形で「経費内訳に計上している金額は、測定装置等の新規購入費」という形で、注釈をつけさせていただいているところでございます。また、念のため、「なお、過去に設備備品費により購入された設備及び備品のうち、故障等がなく貸与が可能なものは、以下「3. 従来の実施に要した設備及び備品」に示すとおり。」と記載するとともに、30/36に「従来の実施に要した

設備及び備品」で、貸与可能なものを一覧で表示をさせていただいているところがございます。

また、御指摘がございましたものの最後です。実施要項32/36の全体スケジュールについて、公募段階で新規事業者が当該スケジュールより後ろ倒しにした実施スケジュールを提案したとしても、不利にならないように考慮してほしいということでした。

こちらについては、全体スケジュールはあくまでも平成26年度の実績を掲載しているものでございますので、新規事業者から後ろ倒しにしたスケジュールの提案があった場合には、審査に当たって新規事業者であることを踏まえて、不利にならないように考慮いたします。また、その旨も入札説明会において説明することとさせていただくことといたします。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

○生島専門委員 御検討ありがとうございます。

1点お伺いしたいのですが、過去の教材のコピーの件ですけれども、「過去の」というのは、何年分のコピーをいただけるのかということについて教えてください。

○岡部室長補佐 基本的には、今年度分をと思っております。非常に膨大な量がございます。今回はサンプルをC-4（1）（2）（3）という形で抜粋をさせていただいたところではございますが、おそらく全部を並べると、本当にこのテーブル面に並ぶのが、1年分の資料でございます。もちろん新規事業者の方が求める場合には御提供することは可能ですが、現実的に考えますと、直近の1年分をまずは見ていただくのがよろしいかなと思っております。

○生島専門委員 ありがとうございます。

続けて質問ですけれども、今後、もし、新規受託者の方が変更となり、新しい方が受託した場合は、今度は、そちらの新しい受託者の方に、知的財産権は移っていくというか、その方がつくった教材の権利はそちらで保有されるということで、受託者がかわると、権利を持つ方は複数出てくるけれども、それについては特段問題はないということでしょうか。

○岡部室長補佐 もしも、来年度、新しい受託者が受託した場合に、受託者から書面で、自分で持っていたいという希望があった場合には、新しい受託者がつくった分については、その受託者の権利となります。ただ、同じように一定の条件ということで、国が利用する場合には、新しい受託者のその後の公募のときに、さらに、新しい受託者が受託したとしたら、その方が自由に使えるようにはするという条件は守っていただこうと思っております。

○生島専門委員 ありがとうございます。

あと一点ですが、設備ですが、新規に購入された設備の一覧が付されてあったのですが、こちらは、文部科学省さんで保有されている、保管されているということですか。

○岡部室長補佐 現在は、所有は文科省ですが、事業を実施している受託者に無償で貸与をしているという形になっております。もしも、来年度、新規事業者が受託した場合に、御希望があれば、あと半年ぐらいで壊れてしまったものはもちろんお貸しできないのですが、そういうものでなければ、無償でお貸しをするという形になります。

○生島専門委員 受託者がかわられた時点で、こちらの備品は一旦文科省さんにお返しされるという、物自体が動くということなのですね。

○柏木主任 所有権についてはそうなのですが、善管注意義務（善良な管理者の注意義務）でもって、保管自体はその物があつたところが持っていることが、基本的には多いですね。だから、権利自体は国のものですが、実際にその物を保管しているのは、文科省の建物の中で保管するというわけではなくて、国の所有権のもとで、例えば今でしたら。

○生島専門委員 質問の意味は、今の受託者さんではなくて、新しい受託者さんにかわられた場合に、仮に、新規の受託者さんが貸与を希望しなかった場合、どれも特に使わなくていいと言った場合は、既に受注していない過去の受託者さんが、所有権はないけれども、引き続き無償で貸与された状態が続くことになるのでしょうか。

○柏木主任 委託事業が終わった時点で、所有権は国に戻ります。

○生島専門委員 所有権ではなくて、物自体が移動するということですか。

過去の受託者の方がもう受託をしてないけれども、所有権が文科省にあるものを、無償貸与をずっとされている状態というのは、何となく違和感があります。

○岡部室長補佐 基本的に、先ほど委員がおっしゃったように、新規受託者の方が使わない場合は、権利は国にあります。なかなか国の倉庫に全部収まらないという現状もございまして、過去の受託者の方に保管していただいているというような状況はございます。ただ、基本的には、新規の方が使いたいと言え、すぐにでもお貸しできるようにします。一方で、保管をしていただいているということでございまして、国に迷惑をかけない限りであれば、貸してくださいということを書面で出していただければ、今現在の受託者に使っていただくこともあり得るという状況ではございます。

○生島専門委員 そうすると、今の受託者が、仮にもう受託をしていなくても、無償貸与を受ける可能性はあるということですね。

○岡部室長補佐 可能性はあります。ただ、新しい受託者の方がすぐ使いたいということがあれば、もちろん新しい受託者の方に使っていただくことになります。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○樫谷副主査 ちょっと今の関係で、そんなに重要なことではないとは思いますが、新しい受託者が自分のパソコンを使うと言ったときには、それは認められるのですか。それとも、国が所有するものを使わないといけないのですか。

○岡部室長補佐 自分のものを使うことはできます。

○樫谷副主査 それは別に企業機密ではないけれども、そういう機密のものが入っているわけではないので、自由に使って構わないと、こういうことなのですね。あるのだから、それを使ってもいいけれどもということですね。

○岡部室長補佐 さようでございます。

○樫谷副主査 これはアジアのいろいろな対象国がありますね。この中で、原子力の放射線利用技術をやっているところは、原子力発電なんかはそうだと思うのですが、これはないのですね。ないところについて、研修をして、啓蒙をしていこうということなのですか。

○岡部室長補佐 放射線利用という点では、どの国もやっております。ただ、原子力発電という点ではまだやっていないのですが、トルコなどは今それを実施できるようにしていこうという動きはございます。

○樫谷副主査 原子炉ですね。わかりました。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）については、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 本日の再審議で、指摘事項が整理できましたので、意見募集に進めさせていただければと考えております。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を、後日、入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

文部科学省におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局から各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

（傍聴者、文部科学省退室）